

沖縄県観光振興戦略会議運営要綱

(令和8年4月24日文化観光スポーツ部長決定)

(趣旨)

第1条 県は、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心して快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるために設置した「沖縄県宿泊税基金」（以下「宿泊税基金」という。）について、特定の利益に偏らない事業選定を行い、公平かつ公正、効果的な活用を図るため、本要綱の定めるところにより、有識者等から多角的かつ俯瞰的な視点から意見を聴取するための沖縄県観光振興戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置し、運営する。

(運営主体)

第2条 戦略会議は、沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日付け沖縄県総務部長決定）に定める会合とする。

(意見等聴取事項)

第3条 戦略会議においては、次に掲げる事項に関する意見を聴取する。

- (1) 宿泊税基金を活用する事業に関し、税の目的との整合性や、旅行者、観光事業者及び県民のニーズに対する的確な把握等、事業の方向性の確認に関する事。
- (2) 宿泊税基金を活用した事業案の検討及び追加事業の提案に関する事。
- (3) 宿泊税基金を活用した事業の効果検証及び評価に関する事。
- (4) その他、宿泊税基金の運用に関し文化観光スポーツ部長が必要と認める事項。

(構成員)

第4条 戦略会議の構成員（以下「委員」という。）は15名程度とし、次に掲げる者のうちから文化観光スポーツ部長が決定する。

- (1) 観光行政に関し優れた見識を有する者
- (2) 観光関連団体の関係者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、文化観光スポーツ部長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 戦略会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、戦略会議の議事進行を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長に委任状を提出し、その承認を得て、代理の者を出席させることができる。

(会議の開催等)

第7条 戦略会議の開催は、文化観光スポーツ部長が通知する。

2 文化観光スポーツ部長は、戦略会議を開催するときは、次に掲げる事項を委員にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 戦略会議の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(委員の責務)

第8条 委員(代理出席者を含む。)は、宿泊税基金の趣旨を踏まえ、第3条に掲げる事項について、公平かつ公正な観点からの意見等を述べることに努めなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員(代理出席者を含む。)は、戦略会議を通じて知り得た情報を公表してはならない。委員がその任を退いた後も同様とする。ただし、沖縄県が公表した情報については、この限りでない。

(関係者の出席等)

第10条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(検討内容等の公表)

第11条 戦略会議の会議は原則として非公開とする。

2 文化観光スポーツ部長は、戦略会議における会議の概要について後日に公表するものとする。

(庶務)

第12条 戦略会議の運営に当たり必要となる庶務は、文化観光スポーツ部観光政策課において処理する。

2 文化観光スポーツ部観光政策課長は、前項の規定により庶務を処理する場合で必要と認めるときは、戦略会議の議事に関係する事務を所管する部課職員の協力を求めることができるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、文化観光スポーツ部長が定める。

附 則 (令和8年4月24日制定)

この要綱は、令和8年4月24日から施行する。